

上智大学総合グローバル学部同窓会の初代顧問たる前嶋和弘と、初代会長たる西本拓海と、初代副会長たる竹川星香と、初代事務局長たる池谷海太と、初代副事務局長たる内藤誠は、
上智大学 ソフィア会 学部・学科同窓会の登録に関する細則の定めによるところにより、学部・学科同窓会の設置を申請し、
FGS 同窓会設置準備委員会において整備された「上智大学総合グローバル学部同窓会 会則」を公示し、
上智大学総合グローバル学部同窓会を、上智大学ソフィア会の学部・学科同窓会として設立することを宣言する。

二〇二一年三月三一日

顧問	前嶋和弘
会長	西本拓海
副会長	竹川星香
事務局長	池谷海太
副事務局長	内藤誠

上智大学総合グローバル学部同窓会 会則

前文

上智大学 総合グローバル学部卒業生は、
会員相互の交流と親睦を深める事を通じ、理論と実証の双方の視点と、多様な他者との相互扶助の精神を持つ国際的公共人として更なる向上を目指し、
世界の人々が自らの出自、人種、信条、ジェンダー、社会的身分等により不当な扱いを受けることが無く、互いの多様性を尊重しながらともに歩む豊かな共生社会の構築に貢献することを決意し、
グローバルな諸問題に関する自由な研究、教育及びあらゆる学問活動はさまざまな立場に置かれる人間の尊厳を守る公正で豊かな共生社会の構築を助けるものであると信じてこれらを支持し、
これらの自由で闊達な学問活動の発展を援助することをひとつの目的とし、
総合グローバル学部、ひいては上智大学の更なる発展を祈念し、
上智大学総合グローバル学部同窓会を設立する。
上智大学 総合グローバル学部卒業生は、以上の目的を達成するため、
次の通り「上智大学総合グローバル学部同窓会 会則」を定め、
本会則がこの同窓会の最高規則である事と本会会員はこの会則を尊重し擁護する事を確認し、
相互に協力し合いこの会を運営する。

総則

第一条 (名称)

- 一 この会は、「上智大学総合グローバル学部同窓会」(以下「本会」と言う)と称する。
- 二 本会の英語表記は “Alumni Association of Sophia University Faculty of Global Studies” とする。
- 三 本会の略称は、「FGS 同窓会」とする。
- 四 本会の英語略称は “FGS Alumni Association” とする。

第二条 (事務所)

本会は上智大学に所在し、本会の事務所は、上智大学総合グローバル学部総合グローバル学科事務室に置く。

第三条 (学部学科及び学部長との連携)

本会の目的を達成するため、本会は、総合グローバル学部(以下「この学部」と言う)の教員及び学部長、上智大学総合グローバル学部総合グローバル学科事務室と連携して設立され、運営される。

事業

第四条 (事業)

本会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ) 会員相互の交流会、親睦会、研究会等の交流・啓発事業
- ロ) 講演会、シンポジウム、公開講座等の教養・文化事業
- ハ) この学部ひいては上智大学における教育・研究推進のために必要な支援事業
- ニ) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

会員

第五条 (会員)

本会の会員は以下の四種類とする。

- イ) 正会員
- ロ) 準会員
- ハ) 名誉会員
- ニ) 特別会員

第六条 (正会員)

本会の正会員は、この学部を卒業した者を言う。

第七条 (準会員)

本会の準会員は、この学部に在籍する者を言うほか、以下の通り定める。

- 一 この学部を卒業し、正会員になった後、この学部に再入学した者は、入学する学期が始まる日から準会員とし、卒業時に正会員となるものとする。

第八条 (名誉会員)

本会の名誉会員は、この学部の教職員並びにその退任者を言う。

第九条 (特別会員)

本会の特別会員は、この学部に在籍した経験を持つ者のうち、役員会の決議において特別会員となる事を承認された者を言う。

第十条 (会員登録に関する特別規定)

第六条から九条にかかわらず、本会の会員から推薦を受けて役員会の決議において承認された者は本会の会員になる事が出来る。この会員の属性は役員会の決議に従う。

第十一条 (会員の除名)

- 一 役員会は会員が公序良俗及び、本会則の前文と各条項に照らし会員としてふさわしくないとするに足る相当の理由があると認められるとき、役員会の全会一致を以て会員の除名を総会に発議することが出来る。
- 二 前項の規定にかかわらず、役員や事務局員の役員会や事務局における議論の中での発言は、役員会や事務局の外で責任を問われることなく、役員会や事務局における発言を事由として役員会や事務局から解任されることはあっても、会員の除名としての事由としてはこれを認めない。
- 三 会員の除名の発議があったとき、会長は発議があった日から起算して一週間以内に発議があつたことを会員に周知し、発議があつた日から起算して六十日以内に特別総会を招集しなければならない。
- 四 特別総会の全出席者の四分の三以上が除名に賛成するとき、当該会員は除名される。

組織

第十二条 (役員)

本会には、次の役員を成員とする役員会を置く。

- イ) 会長 一名
- ロ) 副会長 一名以上三名以内
- ハ) 事務局長 一名
- ニ) 副事務局長 三名以内

ホ) 一般理事 二名以上十名以内

第十三条 (顧問)

- 一 本会は、顧問を一名置く。
- 二 顧問は、この学部の学部長とすることを原則とする。
- 三 前項の規定にかかわらず、学部長が顧問としての職務遂行が不可能な場合、役員会が名誉会員から選出する者を顧問とする。
- 四 顧問は、本会則や別の規則に特別の定めがある場合の他、次の職務を行う。
 - イ) 役員会の諮問に応ずること
 - ロ) 本会の活動及び会計を監査すること
- 五 会長は、顧問に異動があったときは、異動があった日から起算して三十日以内に会員に周知しなければならない。

第十四条 (各役員の職務)

役員は役員会の成員となるほか、以下の職務を行う。

- 一 会長は、正会員の中から選出され、本会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、正会員の中から選出され、会長を補佐し、会長事故あるときは予め会長の指定した順にその職務を代行する。
- 三 事務局長は、正会員の中から選出され、本会に関わる事務を総理するほか、本会の会計業務を掌る。
- 四 副事務局長は、正会員の中から選出され、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは予め事務局長の指定した順にその職務を代行する。
- 五 一般理事は、正会員の中から選出され、本会の運営に関わる重要事項の審議及び決定に参画する。

第十五条 (役員会の運用)

- 一 役員会は、一年に二回以上、役員のいずれかが必要と認めたとき隨時開催される。
- 二 役員会は、全役員の過半数の出席を定足数とし、それに満たない役員会は役員会としての権能や人事異動を発動し、発令し、また決議することが出来ない。
- 三 役員会の開催はオンラインによる開催を原則とし、オンラインによる総会と対面での総会は当然に同等の効力を持つ。
- 四 役員会の討議事項は他に定めがない限り、出席者の過半数の賛成でこれを決す。
- 五 顧問は、役員会に出席し意見を述べたり、役員の諮問に応じたりする事が出来る。
- 六 役員会に出席する役員は、出席者の中から書記を選出し、書記は役員会における討議事項及び決議事項、その他意見表明などを議事録に記録しなければならない。
- 七 書記は、役員会があった日から起算して三十日以内に会員が議事録を閲覧可能な状態にしなければならない。
- 八 前項の規定にかかわらず、出席した役員が特に秘密を要するものと全会一致で議決した部分は、

議事録を公表しないことができる。

第十六条 (役員会の権能)

役員会は以下の権能を持つ。

- 一 役員会は役員会に出席する役員の過半数の賛成を以て、本会の会員を規約上拘束する決議事項の案を総会に提出する権能を持つ。
- 二 決議事項の案は、役員会での提案の決議の次に開催される総会にて審議されなければならない。
- 三 役員会は役員の全会一致の賛成を以て、本会の会員を規約上拘束する役員指令を決議し発する権能を持つ。
- 四 会長は、役員指令が役員会で決議された日から起算して七日以内に会員に対してその指令の決議を周知しなければならない。
- 五 役員指令による規定は、役員指令が会員に対して周知された日から起算して三十日以内にその効力を発する。
- 六 正会員は、役員指令が会員に対して周知されてから六十日以内であれば正会員の三十五名以上の署名またはそれに相当する電子文書(以下「署名等」と言う)によって、役員指令に対する異議を申し立てることが出来、この異議申し立てがあった日から役員指令の効力は失われる。
- 七 役員指令への異議申し立てがあったとき、役員会はその役員指令を破棄するか、同内容を決議事項案として総会に提出しなければならない。
- 八 役員会は、一度破棄された役員指令と同内容の役員指令を発出することは出来ない。
- 九 役員会は役員会に出席する役員の過半数の賛成を以て、本会の立場を示す、会員を規約上拘束しない全会宣言の案を総会に提出する権能を持つ。
- 十 全会宣言の案は、役員会での提案の決議の次に開催される総会にて審議されなければならない。
- 十一 役員会は役員会に出席する役員の三分の二以上の賛成を以て、役員会の立場や意見を本会内外に表出するための役員宣言を発出する権能を持つ。

第十七条 (役員の選任)

役員の選任については以下の通り定める。

- 一 役員は、正会員の中から公募により候補者を募り、役員会において選出する。
- 二 第十二条に定める役職は、役員の互選により選出する。
- 三 会長は、役員に異動があったときは、異動があった日から起算して三十日以内に会員に周知しなければならない。
- 四 前項の規定にかかわらず、会長に異動があったときは、事務局長は異動があった日から起算して三十日以内一ヶ月以内に会員に周知しなければならない。
- 五 正会員は、役員の異動が周知されてから三十日以内であれば異動に異議を申し立てることが出来る。異議を申し立てる者は、その理由とともに異動があった人事の代わりとなる人事案を、人事異動の前に事務局長であった者へ提出しなければならない。
- 六 前項の規定により異議申し立てがなされたとき、人事異動の前に事務局長であった者は、異議申し立てがなされた日から起算して九十日以内に特別総会を招集しなければならない。特別総会

において、三分の二以上の賛成があったとき、当該異動は無効となり、申し立てをした者の人事案を承認する。

第十八条 (役員の任期)

- 一 役員の任期は二年とする。
- 二 前項の規定は役員の再選を妨げない。
- 三 第十二条に定める会長は三期以上連続して再選されることは出来ない。
- 四 第十二条に定める副会長は三期以上連続して再選されることは出来ない。
- 五 第十二条に定める事務局長は三期以上連続して再選されることは出来ない。
- 六 第十二条に定める副事務局長は三期以上連続して再選されることは出来ない。
- 七 本条第三項から第六項の規定は当該役職者が役員会に連続して留まることを妨げない。

第十九条 (役員の辞職)

- 一 役員の自らの意思による辞職は何人もこれを妨げることは出来ない。
- 二 役員が辞職しようとするときは、会長に辞職届を書面又はそれに類する電子文書によって通知しなければならない。
- 三 前項の既定にかかわらず、会長が辞職しようとするときは副会長に辞職届を書面又はそれに類する電子文書によって通知しなければならない。
- 四 役員から辞職の申し出があり、第十二条に定める役職の人数に欠員が出たとき、会長は辞職の申し出があった日から起算して六十日以内に役員会を召集し人事異動を実施しなければならない。
- 五 前項の規定にかかわらず、会長から辞職の申し出があったとき、副会長は辞職の申し出があった日から起算して三十日以内に役員会を召集し人事異動を実施しなければならない。

第二十条 (役員の解任)

役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員の三分の二以上の決議を以て解任することが出来る。

- イ) 心身の故障により、第十三条に定める職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- ロ) 第十二条に定める職務の遂行を怠慢していると認められるとき
- ハ) 公序良俗及び、本会則の前文に照らし役員として明らかにふさわしくないと認められるとき

第二十一条 (役員の辞職及び解任後の手続き)

役員の解任があったとき、その後の手続きは以下の通りとするに準ずるものとする。

- 一 解任により、第十一条に定める役職の人数に欠員が出たとき、遅滞なく役員会において人事異動を実施しなければならない。
- 二 前項の規定にかかわらず、会長から辞職の申し出があったとき、副会長は直ちに役員会において

- 人事異動を実施しなければならない。
- 三 第十五条若しくは第十六条、その他不測の事態により、役員会に所属する者が不在となった場合、不在が起こる前に会長だった者は役員の不在が発生してから三日以内に顧問に役員の不在の発生を通報しなければならない。
 - 四 前項の規定にかかわらず、会長であった者が事故あるときは副会長であった者が前項に定める通報をしなければならない。
 - 五 前項に定める通報があったとき、顧問は通報があった日から起算して百日以内に新しい会長を指名しなければならない。
 - 六 前項及び本条第三項、第四項の規定にかかわらず、顧問が役員の不在を認知したとき、その認知した日から起算して百日以内に新しい会長を指名しなければならない。
 - 七 前項に定める指名があったとき、新たな会長は他の役員を公募により募り、指名があった日から起算して百日以内に第十二条に定める役員会の役職者を充足させなければならない。

総会

第二十二条 (総会の運営)

- 一 総会は本会最高の議決機関で、議長は事務局長が務めるか、事務局長がこれを任命することができる。
- 二 前項の規定にかかわらず、事務局長又は事務局長が任命した者が議長を務めることに、出席した正会員のうち三分の二以上の異議があるときは正会員の中から選出する。
- 三 総会における議決権は正会員のみが持つ。
- 四 前項は、準会員、名誉会員、特別会員、その他の者の傍聴や意見表明を妨げない。
- 五 本条第三項の規定にかかわらず、出席した正会員のうち過半数が求めるときは、特定の議題に対し準会員、名誉会員、特別会員の議決権を認める。
- 六 総会の招集は会長がこれを行う。
- 七 前項の規定にかかわらず、第十七条六項による特別総会については当該人事異動が起こる前に事務局長であった者が招集を行う。
- 八 総会はオンラインによる開催を原則とし、オンラインによる総会と対面での総会は当然に同等の効力を持つ。
- 九 総会を招集する者は、総会を行う日から起算して七日以上前に、総会での決議事項及び報告事項の内容を会員に周知しなければならない。
- 十 正会員は、オンラインによる事前評決表明や書面又はそれに類する電子文書(以下「文書等」と言う)による委任により総会を欠席しても総会の決議に参加することが出来る。
- 十一 総会における討議事項は別途定めが無い限り、出席者及び前項に定める文書等による評決表明数を合わせた数の過半数の賛成でこれを決す。
- 十二 総会の議長は、出席者の中から書記を選出し、書記は総会における討議事項及び決議事項、その他意見表明などを議事録に記録しなければならない。

十三書記は、総会があった日から起算して三十日以内に会員が議事録を閲覧可能な状態にしなければならない。

第二十三条 (定時総会の運営)

- 一 本会の定時総会は、毎年一度、原則として毎年五月に開催する。
- 二 前項の規定にかかわらず、天変地異やその他やむを得ないと認める相当の事情があるとき、役員会は全会一致を以て定時総会の開催を中止する判断をすることが出来る。会長はこの判断が行われた日から起算して七日以内に中止の判断を理由とともに会員に周知しなければならない。
- 三 会員は、前項に定める役員会による判断に異議がある場合、顧問に対し異議の申し立てを行うことが出来る。
- 四 顧問は異議の申し立てがあったとき、名誉会員の間でこの異議申し立てを回覧しなければならない。名誉会員のうち三分の一以上か五名以上のどちらか数字が小さい人数が異議申し立てを妥当であると判断するとき、顧問は会長に対してその判断を申し伝えなければならない。
- 五 会長は前項に定める顧問からの申し伝えがあったとき、第二十二条に定める方法で定時総会を招集しなければならない。
- 六 定時総会の議題は次の通りとする。
 - イ) 今年度の活動についての報告
 - ロ) 来年度の活動計画についての決議
 - ハ) 今年度の事業の決算と監査に関する報告
 - ニ) 役員会からの決議事項の案の決議
 - ホ) 役員会からの全会宣言の案の採択
 - ヘ) その他役員会もしくは議長が必要と認めた事項
 - ト) その他出席した会員から討議すべきだと提案され議長が必要と認めた事項

第二十四条 (臨時総会の開催)

- 一 役員会が必要と認めるとき、会長は第二十二条に定める方法で臨時総会を招集しなければならない。
- 二 正会員は、正会員の三十五名以上の臨時総会で討議したい内容を添えた署名またはそれに相当する電子文書(以下「署名等」と言う)により、役員会に対し臨時総会の開催を求める事が出来る。会長はこの求めがあった日から起算して十四日以内に役員会を招集し、臨時総会の開催の必要性を判断しなければならない。
- 三 前項の規定により、役員会が必要と認めるとき、会長は第二十二条第九項に定める方法で臨時総会を招集しなければならない。
- 四 前項及び前々項の規定にかかわらず、正会員の七十名以上の署名等による求めが役員会に提出されたとき、会長はその求めが提出された日から起算して八十日以内に第二十二条第九項に定める方法で臨時総会を招集しなければならない。
- 五 会長は、第二十八条に基づく本規約改正の発議があったとき、発議があった日から起算して三百六十五日以内に臨時総会を招集しなければならない。

本会の運営

第二十五条 (事務局の設置と業務)

本会は、事務局長を長とし事務局を置く。事務局は以下の業務を行う。

- イ) 本会の活動の会員内外への周知・広報活動
- ロ) 本会の実施する会員向け企画の立案・運営
- ハ) 本会の会計業務の処理
- 二) その他本会を運営するにあたり必要な事務

第二十六条 (事務局の運営)

一 前条の業務を円滑に実施するため、事務局に以下のセクションを設置する。

- イ) 広報セクション
- ロ) 企画セクション
- ハ) 総務・会計セクション

二 事務局長は、役員会の承認により前項に定める以外のセクションを設置することが出来る。

三 事務局長は各セクションの長を正会員の中から指名する。役員会は、事務局長の指名を過半数の賛成により承認し、会長は承認されたセクション長を任命する。

四 前項は、事務局長が自らをセクションの長に指名することを妨げない。

五 本会の会長及び副会長はセクションの長になる事は出来ない。

六 全てのセクションの長は副セクション長を指名することが出来る。副セクション長の指名があったとき、事務局長はその者を任命するかを決することが出来る。事務局長が副セクション長に指名されたときは、会長がこれを決し、任命する。

七 前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションには副セクション長を一名おかなければならず、この指名・承認・任命については本条第三項に準ずる。

八 総務・会計セクションの長と副セクション長は、相互に会計業務を監督し合い、正確かつ公正な会計業務の履行に務める。

九 何人もセクションの長及び副セクション長の辞職を妨げることは出来ない。

十 各セクションの長は、会員の中から自らが長を務めるセクションの成員を選出することが出来る。

十一各セクションの長及び副セクション長の任期は二年とする。

十二前項の規定は各セクションの長及び副セクション長の再選を妨げない。

十三前項の規定にかかわらず、総務・会計セクションの長及び副セクション長は二期以上再選されることは出来ない。

十四役員会は、セクションの長若しくは副セクション長若しくはセクションの成員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員の三分の二以上の決議を以て解任することが出来る。

- イ) 心身の故障により、業務の遂行に耐えられないと認められるとき

- 口) 業務の遂行を怠慢していると認められるとき
- ハ) 総務・会計セクションの長や副セクション長が、別途定める総務・会計セクションの規則に違反していると認められるとき
- 二) 公序良俗及び、本会則の前文に照らし役員として明らかにふさわしくないと認められるとき

十五前項及び前々項の規定により、セクションの長若しくは総務・会計セクションの副セクション長に欠員が出たときは、欠員が出た日から起算して三十日以内に新たなセクションの長若しくは総務・会計セクションの副セクション長を任命しなければならない。

十六各セクション及び役員・顧問等、本会の運営に関する一切の業務は原則的に無償とし、各セクションの成員は本会に業務の報酬を求める事は出来ない。

十七前項の規定は、本会による謝金等の支給を妨げない。

十八前項の規定により謝礼金等が支給されたとき、会長はその旨を支給された日の次に開催される総会で報告しなければならない。

第二十七条 (分科会の活動)

- 一 本会のすべての活動は分科会単位と役員会が行い、予算の執行も分科会単位または役員会の名の下に行われる。
- 二 すべての分科会には分科会責任者を置く。
- 三 前項に定める分科会責任者は、正会員でなければならない。ただし、役員会が認めたときはこの限りではない。
- 四 分科会の最小構成員は一名とする。
- 五 その他、分科会に関する規則は、分科会運営細則による。

第二十八条 (分科会の設置)

- 一 分科会を設置しようとする会員は、分科会の行動計画の概要を明記した企画書を会長に提出しなければならない。
- 二 会長が分科会を設置しようとするときは、分科会の行動計画の概要を明記した企画書を副会長に提出しなければならない。
- 三 企画書を受理した会長若しくは副会長は、分科会を設置しようとする会員から企画書を受理したとき、役員会は合議の上で受理した日から起算して六十日以内に分科会設置の可否を判断し是を宣告しなければならない。
- 四 企画書を受理した会長若しくは副会長は、前項に定める判断をする前に、分科会を設置しようとする会員に企画書を修正させることができる。

第二十九条 (分科会の報告義務)

分科会責任者は毎年四月にその分科会の活動状況について報告する文書を、役員会に提出しなければならない。

第三十条 (分科会の監督義務)

各セクションの長は、分科会の活動が適正に行われることを監督する義務を負う。

第三十一条 (分科会への指導と警告)

- 一 会長は、役員会での合議の上で、分科会の活動状況等について指導することができる。
- 二 会長は、役員会での合議の上で、前項の指導による改善が見られないと判断するとき、当該分科会に対して警告を与えなければならない。

第三十二条 (分科会の解散)

- 一 分科会責任者は分科会を解散させたいとき、会長に分科会解散届を提出しなければならない。
- 二 前項に基づいて分科会解散届が提出され、是が受理されたとき、当該分科会は解散する。
- 三 会長は、役員会での合議の上で分科会が次の各号に定める状態であると判断するとき、当該分科会の解散を宣告しなければならない。
 - イ) 役員会が前条の規定による警告にもかかわらず、改善が見られないと判断するとき
 - ロ) 会則やその他規則に違反する行為をしたと判断するとき
 - ハ) 公序良俗に照らし、当該分科会が存在し続けることが適切でないと判断するとき
- 四 分科会責任者は前項に定める解散の宣告に異議がある場合、分科会が所属するセクションの長に異議申し立てをする事が出来る。
- 五 前項の規定にかかわらず、分科会責任者と宣告を受けるべきセクションの長が同一人物である場合、分科会が所属する以外のセクションの長に異議申し立てをする。
- 六 前項及び前々項に定める異議申し立てを受けたセクションの長は、分科会の解散が不適当だと判断するとき、役員会に対してその旨を申告し解散宣言の再考を要求することが出来る。
- 七 前項に定める解散宣言の再考の要求があったとき、役員会は解散すべきかをもう一度審査し、その審査結果を再考の要求があった日から起算して六十日以内にセクションの長に示さねばならない。
- 八 セクションの長が前項の審査結果に異議がある場合は、審査結果が示された次の総会にてこの審査結果を審議することとし、総会の出席者の過半数が審査を不当としたとき、前項に定める役員会の審査は無効とする。

第三十三条 (運営費の扱い)

- 一 本会を運営するにあたって必要な経費は、役員会が是を執行する。
- 二 各分科会で必要な予算は交通費等を含めすべて分科会予算で処理することとし、運営費で処理しない。
- 三 運営費の詳細な内容や運営については、会計細則で是を定める。

第三十四条 (本会の活動による利益)

- 一 分科会の活動や本会の活動によって利益が出たとき、その利益の所有権は一義的には本会が是を有する。

二 発生した利益とは、何らかの製作物の販売によるもの、本会の名を使って開催した講演会の会費、本会として出場した大会等での賞金等を含むすべての金銭的収入を指す。

第三十五条 (利益の配分)

前条に定める利益の配分の方法は、会計細則では是を定める。

第三十六条 (個人情報の保護に関する規定)

- 一 役員会が、会員の個人情報を収集し、また利用しようとするときは、事務局長が個人情報保護管理責任者となり、その者を責任者として個人情報の保護に努めることとする。
- 二 分科会が会員の個人情報を収集し、また利用しようとするときは、分科会責任者が個人情報保護管理責任者となり、その者を責任者として個人情報の保護に努めることとする。
- 三 その他の個人情報の保護に関する規定は、個人情報の保護に関する細則では是を定める。

改正

第三十七条 (改正)

- 一 本会則は総会において役員の三分の二以上の賛成かつ改正が討議されている総会に参加した正会員の三分の二以上の賛成を得て改正することができる。
- 二 役員は本会則の改正を発議することができる。
- 三 正会員は正会員の七十名以上の署名等を以て本会則の改正を発議することができる。
- 四 改正の発議があったとき、会長は直ちに第二十四条に基づく臨時総会を開催しなければならない。ただし、第二十三条に基づく定時総会の中で発議があったときはこの限りではない。
- 五 総会における改正の審議はすべての議案に先だって行わなければならない。
- 六 会長は、会則の改正があったとき、会則の改正があった日から起算して三十日以内に全会員に周知しなければならない。

その他の規則

第三十八条 (解散)

- 一 本会の解散は、総会において役員の全会一致かつ出席会員の四分の三以上の決議を得なければならない。
- 二 本会の解散に伴う残余財産は上智学院に使途を委任し寄付する。
- 三 前項が達成されないときは、顧問が是をする。

第三十九条 (紛争の予防と解決)

- 一 会員は、相互扶助の精神により相互に協力し本会を運営し、本会会員同士の紛争を予防しなければならない。

- 二 会員は、本会則もしくはその他規則(以下「会則等」と言う)に定めのない事項又は会則等の解釋の疑義若しくは会則等に起因し、又は関連する紛争が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。
- 三 顧問は、本会の運営において紛争が生じた場合に、当該紛争の仲裁・調停をする事が出来る。
- 四 会則等は日本法に準拠するものとし、前項及び前々項の規定により解決できない一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第四十条 (会則の発効と経過的特例)

一 (会則の発効)

本規約は、二〇二一年三月三一日に制定し即日効力を発する。

二 (一般理事に関する経過的特例)

第十二条に定める一般理事は、本会則制定時点では置かない。会長は、本会則が効力を発してから、百八十日以内に一般理事を第十二条に定める定数を充足するように選出しなければならない。本会則の一般理事に関する規定は、一般理事が選出されるまで効力の発生を留保する。

三 (会計細則の策定と発効までの経過的特例)

会長は、本会則が効力を発してから、百八十日以内に会計細則を策定し全会員に是を知らせなければならない。会計細則が策定されるまでに、第三十四条に定める利益が発生した場合、第三十五条に基づく利益の配分は行わず、会計細則が、会長から全会員に公表された日から三十日以内に、会計細則において定められる方法で利益の配分を執行する。会計細則が策定される前に分科会が設置され、当該分科会が予算を執行しようとするときは役員会の指導と監督に従い是を行う。

四 (個人情報の保護に関する細則の策定と発効までの経過的特例)

会長は、本会則が効力を発してから、百八十日以内に個人情報の保護に関する細則を策定し全会員に是を知らせなければならない。個人情報の保護に関する細則が策定される前に、分科会が設置され、当該分科会が個人情報を取り扱おうとするときは役員会の指導と監督に従い是を行う。

五 (分科会運営細則の策定と発効までの経過的特例)

会長は、本会則が効力を発してから、百八十日以内に分科会運営細則を策定し全会員に是を知らせなければならない。分科会運営細則が策定される前に、分科会が設置され、当該分科会が活動しようとするときは役員会の指導と監督に従い是を行う。